

AEL 認証審査業務契約書（例）

（以下「甲」という）と 認証機関名
（以下「乙」という）は、甲が乙による養殖エコラベル（以下、「AEL」という。）認証審査を受
審し登録し及びその維持にあたり、下記のとおり契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約書は、甲の申請に基づき、乙が甲に対して AEL の審査を行うにあたり、甲乙間で
締結される。

（甲の義務）

- 第2条 1. 甲は、乙の認証業務遂行に際し、乙が必要と認める正確な書類、情報及び適切な便
宜を滞りなく提供する。
2. 甲は、現地調査に伴う事故発生の危険性のないよう、審査環境を整備しなければなら
ない。なお、甲は必要がある場合、乙に対し危険回避のための措置に協力するものと
する。
3. 甲は、乙が甲において実施する審査業務に対し AEL スキームオーナーが立ち合いを
申し出た場合は、その立ち合いに同意する。
4. 審査後は、第8条に示す内容を遵守する。

（乙の義務）

- 第3条 1. 乙は、甲に対し、公平性・中立性を保ち、乙の AEL 認証機関業務規程に基づき、定
める審査基準に適合しているかどうかの審査を行う。
2. 審査の結果、甲が前項の基準に適合していると判断された場合には、認証証書を発
行する。
3. 乙は、甲の認証登録後、AEL スキームオーナーに対し、AEL スキームオーナーが
定める項目及び内容を公開するための手続きを行う。

（費用の支払い）

- 第4条 1. 甲は、乙の審査業務に対して、乙の指定する期限までに契約費用を支払う。
2. 契約費用は、乙の認証審査手数料規程に基づき計算された見積書の額とする。
但し、認証審査手数料規程別表1の直接経費は実際に要した乙の活動実績で精算する。

（現地審査日の変更）

- 第5条 現地調査日は甲乙協議の上決定するものとし、変更の必要が生じた場合には再度協議の
上変更する。但し、第8条第4項の臨時確認審査の場合は緊急な審査があり得ることを
甲は認識するものとする。

(解除権の留保)

- 第6条 1. 乙は、甲に債務不履行があった場合、或いは甲に AEL 或いは乙の業務規程に照らして認証を認めるにふさわしくない公序良俗及び漁業法令に反する行為があった場合には、直ちに契約の解除及び登録を抹消することができる。この場合、甲は契約費用のうち既に支出した費用の全額を乙に支払うものとし、さらに乙は損害があれば賠償を請求できる。
2. 甲は、乙がそれまでに要した費用を支払い任意に契約解除できる。
3. 甲乙のどちらか一方が銀行取引停止、破産、解散、清算開始に至ったときは、本契約は自動的に解除されるものとする。この場合、乙は既に契約費用を受け取っていた場合は、その契約費用の返還を要せず、また契約費用を受け取っていない場合は、それまでに要した費用を債権として請求できるものとする。

(登録後の甲の義務)

- 第7条 甲は、乙の審査登録を受けた後は、乙の規定する以下の事項を遵守しなければならない。
1. 甲は、年次審査を少なくとも年一回受審しなければならない。初回認証に続く最初の年次審査の期日は、初回認証時の審査最終日から 12 か月を超えない。具体的には派遣審査員との協議の結果上、甲乙で合意された場合は前後 2 ヶ月の範囲での審査日の移動は可能とする。ただし、互いに認識する自然現象等特異な事由が生じた場合は甲乙協議により延長が出来る。
2. 甲は初回認証から、3 年毎に更新審査を受けなければならない。
3. 甲は、認証を受けた養殖業に関して重要な影響を与える可能性のある事項について、乙に対し遅滞なく通知しなければならない
4. 甲は、乙が必要と判断する場合には、乙の請求に基づき臨時審査を受審しなければならない。
5. 甲は、認証証書や認証マークに対し AEL の規定を遵守しなければならない。

(機密保持)

- 第8条 甲乙双方とも、審査登録業務に関して知り得た情報は、その秘密性の程度を問わず、甲乙及び AEL 及び認定機関に属する者以外に漏らしてはならない。但し、一方が他方に事前の承諾を求め、他方が承諾した場合、及び正規の司法手続きに基づく請求があった場合、又は甲乙どちらかが銀行取引停止、破産、解散、清算開始等に至った場合にはこの限りではない。但し、開示する情報は甲乙双方とも他方に通知しなければならない。

(乙の責任)

- 第9条 1. 乙の審査要員が、審査の際、甲に対し、器具の損壊、従業員の損傷、過度の作業遅延等の損害を与えた場合、それが審査要員の重大な過失に基づく場合にのみ、乙は責任を負う。
2. 乙は、審査行為以外の場面での債務不履行があった場合には、それが不可抗力による場合、乙はその責任を負わないものとする。

3. 前2項の乙の責任は、第4条第2項で定めた契約費用を限度とする。また、甲が第1項について、審査要員の個人的責任を追及する場合にも、同項の趣旨を踏まえることが望ましい。

(規定外事項)

第10条 本契約書各条項に関する疑義或いは定めのない事柄については、互いに信義誠実の原則に立脚して甲乙間で協議して決定する。

(発効及び有効期限)

第11条 本契約書は、甲乙両名が契約書に記名押印若しくは署名する事によって締結され、その記名押印若しくは署名した日から効力を生ずる。本契約は認証登録期間中有効とする。

(合意所管)

第12条 本契約において、万一甲乙間で訴訟が生じた時は、乙の所在地を管轄する裁判所にて行うことに合意する。

(契約書の保管)

第13条 本契約書は2通作成し、甲乙が各自1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲)

①

(乙)

①